

議第16号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月25日

茨城県議会議長 常井洋治 殿

提出者	茨城県議会議員	海野透
	同	葉梨衛
	同	西條昌良
	同	白田信夫
	同	飯塚秋男
	同	細谷典幸
	同	小川一成
	同	山岡恒夫
	同	川津隆
	同	高崎進
	同	齋藤英彰

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなったが、今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施も必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年 月 日

茨城県議会議員 常 井 洋 治

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣